

黒石市教育委員会訓令第2号

黒石市教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月30日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

黒石市教育委員会専決代決規程（昭和58年黒石市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表学校教育課の部教職員住宅の管理の項を削る。

附 則

この訓令は、発令の日から施行する。